

## 付 議 第 11 号

### 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県教育委員会事務委任等規則**

第1条中「第25条第1項」を「第25条第1項及び第3項」に、「事務の一部を」を「事務の一部の」に、「に委任すること」を「への委任並びに当該委任をされた事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況に関する教育委員会への報告」に改める。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

本則に次の1条を加える。

（教育委員会への報告）

**第4条** 教育長は、委任された事務及び臨時に代理した事務のうち、重要であると認めるもの又は教育委員会の委員から報告を求められたものについては、その管理及び執行の状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
（高知県認定こども園条例施行規則の一部改正）
- 2 高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「高知県教育委員会事務委任規則」を「高知県教育委員会事務委任等規則」に改める。

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の任免は知事が行うものとされたこと及び教育長は教育委員会規則で定めるところにより、事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告しなければならないとされたことに伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 教育長の教育委員会に対する報告の規定を追加することに伴い、題名を「高知県教育委員会事務委任規則」から「高知県教育委員会事務委任等規則」に改めるとともに、趣旨規定（第1条）を改める。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務から教育長の任免に関する規定を削除する。
- (3) 教育長に委任された事務等の管理及び執行の状況を教育委員会に報告する規定を追加する。
- (4) 題名の改正に伴い、この規則を引用している認定こども園条例施行規則の規定を改める。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県教育委員会事務委任等規則

高知県教育委員会事務委任規則

本則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び第3項の規定に基づき、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部の高知県教育長(以下「教育長」という。)への委任並びに当該委任をされた事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況に関する教育委員会への報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（委任事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(7) 略

(8)～(36) 略

(教育委員会への報告)

第4条 教育長は、委任された事務及び臨時に代理した事務のうち、重要であると認めるもの又は教育委員会の委員から報告を求められたものについては、その管理及び執行の状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

本則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を高知県教育長(以下「教育長」という。)に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

（委任事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(7) 略

(8) 教育長の任免その他の進退を行うこと。

(9)～(37) 略

新 旧 対 照 表

新

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号。以下「条例」という。)の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び条例の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成26年政令第203号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府文部科学省厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。)並びに高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

旧

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号。以下「条例」という。)の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び条例の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成26年政令第203号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府文部科学省厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。)並びに高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。